【資料③】

松江市中・義務教育学校における学校部活動の地域展開に係る方針（案）

（はじめに）

中学校の部活動は、生徒の健全な成長や社会性の育成に寄与する重要な教育活動として長年親しまれてきました。本市においても、「ふるさとを愛し、確かな学力と豊かな人間性、健やかな体をもつ児童生徒の育成」を目指した教育を推進する中、中学校の部活動もそれに資するものとして、主体性や個性の伸長、よりよい人間関係の構築、生涯にわたりスポーツや文化に親しむ基礎づくり等、生徒が多様な経験と学びを得ることができる教育的意義が非常に大きい活動であると考えます。

しかし、少子化の進行する中で、従来の学校主導の部活動の継続が困難になっています。また、専門性や意思に関わらず教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは長時間勤務などの課題が深刻化し、学校の働き方改革が進む中より一層厳しくなっています。

こうした状況を受け、スポーツ庁・文化庁は令和 4 年 12 月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定しました。このガイドラインでは、令和 5 年から 7 年を改革推進期間と位置付け、各地域の実態に合わせて、休日の学校部活動を地域クラブ活動への段階的な移行を推進する方針を示しました。また、令和 7 年 5 月には「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」において、令和 8 年度以降の改革の方向性等の最終とりまとめが示されました。

島根県においては令和 7 年 3 月に「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針」を策定し、令和 12 年の当該年度末までを目安として、休日における全ての部活動を対象とし、地域スポーツ・文化芸術団体への移行を検討することとしています。

これらのことを踏まえ、松江市では、今後子どもたちが将来にわたりスポーツ及び文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、本市の学校部活動の地域連携並びに地域クラブへの移行に取り組むために「松江市学校部活動の地域展開に係る基本方針」を定めることといたしました。

１．本市における学校部活動の現状と課題

（１）生徒数の推移

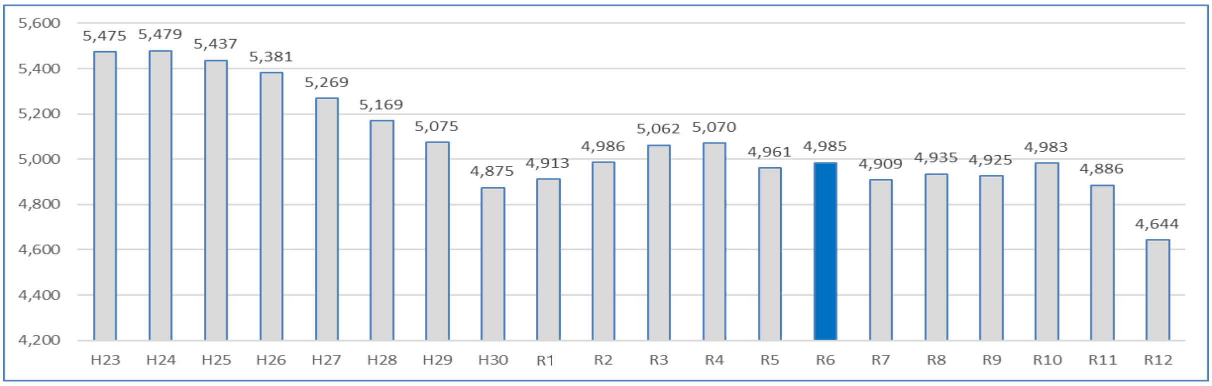

現在、松江市立中学校は 15 校、義務教育学校は 2 校で、令和 6 年度の生徒総数は 4985 人となっており、平成 23 年度※1と比べ 490 人減少しています。(減少率 8.95%) 今後も少子化の傾向は続くとみられ、令和 12 年度の生徒数には 4644 人になると予測されます。

※1　平成 23 年 8 月に東出雲町が合併しているため（以下同様）

（２）市立中学校の部活動加入状況

運動部	第一中	第二中	第三中	第四中	湖南中	湖東中	本庄中	湖北中	鹿島中	島根中	美保関中	八雲中	宍道中	東出雲中	八東学園	玉湯学園	合計
卓球	63	71	30	60	69	33		19		13		32	25	35	22	41	513
ソフトテニス	99	86	9	72	72	43		18	9					55			463
バスケットボール	95	71	27	57	39	54		36		15			24	19		16	453
バレーボール	51	45	14	49	10	8	12	11	35	11	12	37	16	49	12	14	386
サッカー	48	50	16	37	26	40			18				17	38			290
軟式野球	41	33	22	20	19	10	11	8	7		23	13	19	17	6	19	268
陸上	43	53		49	36						29			34			244
剣道	15	19		11	14	22			7							6	94
柔道	16	5	8	7													36
水泳競技		7			23												30
体操	14																14
合計	485	440	126	362	308	210	23	92	76	39	64	82	101	247	40	96	2791
加入率	56.0%	60.2%	56.0%	57.3%	61.1%	55.0%	59.0%	53.5%	59.8%	59.1%	68.8%	46.9%	54.9%	50.5%	46.5%	46.4%	56.1%
生徒総数	866	731	225	632	504	382	39	172	127	66	93	175	184	489	86	207	4978

文化部	第一中	第二中	第三中	第四中	湖南中	湖東中	本庄中	湖北中	鹿島中	島根中	美保関中	八雲中	宍道中	東出雲中	八東学園	玉湯学園	合計
吹奏楽	48	69	23	42	22	37		25	20	13	19	20	24	74	22	29	487
美術	50	44	19	46	31	31		26	16				21	50			334
理科	25	28															53
工芸	45																45
合唱	19	18		5													42
ハンドメイド				28													28
科学				26													26
創作												17					17
ボランティア														17			17
英語	8																8
書道				7													7
合奏							7										7
合計	195	159	42	154	53	68	7	51	36	13	19	37	45	141	22	29	1071
加入率	22.5%	21.8%	18.7%	24.4%	10.5%	17.8%	17.9%	29.7%	28.3%	19.7%	20.4%	21.1%	24.5%	28.8%	25.6%	14.0%	21.5%
生徒総数	866	731	225	632	504	382	39	172	127	66	93	175	184	489	86	207	4978

【令和６年度　松江市部活動調査より】

令和６年度の部活動総数は131部であり、そのうち運動部が93部、文化部が38部あります。大規模校で最多16部、小規模校で最小４部と、学校規模での格差が大きくなっています。

また、市全体での部活動加入率は77.6%（運動部56.1%、文化部21.5%）で多くの生徒が部活動に加入している状況です。しかし、平成23年度の部活動加入率は88.6%（運動部66%、文化部22.6%）で過去と比較すると11%程度減少しています。

そのため、学校によっては、大会に出場するための人数が足りずにチームが編成できなかったり、生徒が希望する部活動がなかったりするなど、生徒のニーズに答えられない学校が出てきています。

（３）部活動指導員・部活動地域指導者の活用状況

部活動の指導については、より専門的な指導及び教職員の負担軽減のために部活動指導員と地域指導者を配置している学校もあります。令和６年度は10名の部活動指導員と41名の地域指導者を配置していますが、配置している部活動は全体の約40%にとどまっており、配置拡大に向けては指導者の確保が課題となっています。

	部活動指導員	地域指導者
身分	会計年度任用職員（国県市１/3負担）	有償ボランティア（県2/3市1/3負担）
役割	顧問の教員に代わり指導 大会等への単独での引率可	顧問の教員の補助として指導 大会等への単独での引率不可
報酬	1,600円/ｈ	1,000円/ｈ
人数（R6）	10人	41人

【令和６年度部活動指導員及び部活動地域指導者の学校別配置状況】

		第一中	第二中	第三中	第四中	湖南中	湖東中	本庄中	湖北中	鹿島中	島根中	美保関中	八雲中	宍道中	東出雲中	八東学園	玉湯学園	合計（人）
部活動指導員		3	0	1	0	1	0	0	2	0	0	1	0	1	1	0	0	10
地域指導者	運動部	2	1	1	2	3	4	1	3	3	1	0	1	2	3	3	3	33
	文化部	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	3	1	0	0	1	1	9
合計（人）		5	1	2	2	4	5	1	6	4	1	4	2	3	4	4	4	52

※地域指導者のうち１名が複数校兼務のために合計人数が52名となっている。

２．本市における学校部活動の地域展開に係る基本方針

・松江市立中・義務教育学校のすべての生徒が将来にわたって、主体的にスポーツ及び文化芸術活動に取り組むことができる持続可能な環境の構築を目指す。

・国の示す次期改革期間（仮称：「改革実行期間」前期 3 年間（令和 8 年度から令和 10 年度）後期 3 年間（令和 11 年度から令和 13 年度）の計 6 年間）、また県の示す検討期間（令和 12 年度末）を踏まえ、本市における改革実行期間を令和 8 年度から令和 13 年度までとして設定する。

・本市における改革実行期間において、まずは、休日（週休日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日。以下同じ。）について、全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換していくことをめざす。

・但し、休日における活動の実施主体の体制整備、指導者の確保、活動場所の確保、活動場所への移動手段の確保といった諸課題の解決が難しい場合は、当面の間、教職員及び、部活動指導員や地域指導者等の指導の下、学校部活動として実施することも可能とする。

・平日については、当面の間、教職員及び、部活動指導員や地域指導者等の指導の下、学校部活動として実施しつつ、改革実行期間中に、可能な学校（地域）や部活動種目がある場合は、休日と同様に地域クラブ活動に順次転換していくことをめざす。

３．地域展開に向けた取組計画

・令和 8 年 8 月に開催が予定されている「全国中学校体育大会・中国ブロック（島根県）開催」を見据えて、令和 8 年 9 月以降より具体的な取組を実行する。

・市は、令和 8 年度より「松江市部活動地域展開推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、地域展開に係る基本方針の着実な推進を図る。

・学校は、校区内の関係者による協議会等を必要に応じて設置し、学校における方針、具体的な取組等の検討、推進に努める。なお、既存の学校運営協議会を活用することも可能である。

・令和 8 年度を改革実行期間スタートとし、令和 8 年度～令和 10 年度を前期、令和 11 年度～令和 13 年度を後期として設定し、以下のような計画で取組を進める。

令和 8 年度	令和 9～10 年度	令和 11～13 年度
（主な取組内容） 松江市部活動地域展開推進協議会の設置 ・児童生徒のニーズの把握 ・指導者の確保 ・受け皿の確保 ・モデル地域・モデル部活動の設定 ・関係団体との連携構築及び協議・連携	松江市部活動地域展開推進協議会 ・児童生徒へのアンケート ・指導者の確保 ・受け皿の確保 ・モデル地域・モデル部活動での実証活動 ・実証活動での課題の洗い出しと評価・改善 ・関係団体との協議・連携	松江市部活動地域展開推進協議会 ・児童生徒へのアンケート ・指導者の確保 ・受け皿の確保 ・モデル地域・モデル部活動での実証活動を基にした地域クラブ活動の実施 ・関係団体との協議・連携

・市の設置した協議会において、進捗状況を継続的に調査・検証し、令和 9 年度以降も、国や県の動向も踏まえ、適宜、方針の見直しを行う。

４．地域展開に向けた役割分担

松江市	○松江市部活動地域展開推進協議会」等の組織・運営 ○「松江市中学校部活動地域移行基本方針」の見直し（随時） ○松江市中学校部活動ガイドラインの見直し ○部活動指導員・部活動地域指導者の配置 ○市立学校教職員の兼業兼職の仕組みの構築 ○人材バンクの構築 ○地域スポーツ・文化活動を担う運営団体への活動支援依頼 ○モデル校での実証活動の実施と実証活動における課題の洗い出しと評価・改善 ○学校施設、社会教育施設等の活動場所の確保及び施設利用の仕組みの構築 ○地域、学校、児童生徒、保護者への取組状況の説明及び情報発信 ○学校・関係団体との連絡調整
学校	○部活動に係る協議会の設置 ○自校の部活動の在り方の検討（部活動数・指導体制） ○生徒・保護者への説明
関係団体	○地域クラブ等の整備 ○指導者の人材確保と育成・指導者派遣 ○研修会などの実施による指導者の育成

５．地域展開のための検討課題

（１）地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体

・地域での活動の場を整備（既存の地域クラブをはじめ、松江スポーツ協会、文化芸術団体、スポーツ少年団、企業等との連携等）

・地域クラブの活動費は保護者負担を前提としつつ、費用負担の軽減策についての検討

・関係団体との連絡調整・指導者の募集・調整・研修など円滑に地域展開を推進できるような連携体制の整備（関係団体と連携・協働、コーディネーターの配置等）

（２）指導者等の質・量

・地域のスポーツ経験者や文化芸術の専門家を登録する「人材バンク」の設置。

・教職員が地域クラブで指導できるよう、兼職・兼業制度を整備。

・適切な資質・能力を備えた指導者の育成（研修会の開催、公認指導資格の取得促進等）

（３）活動場所

・多様な活動に対応可能な場所の整備。（学校施設の地域開放、公共施設や民間施設との連携等）

・地域団体が安定的に活動できる環境の整備。（ICT の活用、施設利用に関するルールや予約体制を明確化、予約方法の簡素化等）

（４）活動場所への移動手段

・地域クラブ活動への円滑な参加を促進するため移動手段の検討。（公共交通機関の利用支援、スクールバスの活用、保護者による送迎体制の整備、持続可能な移動支援体制の構築等）

（５）大会やコンクールの運営の在り方

・生徒の大会等の参加機会の確保（中学校体育連盟、競技団体・文化芸術団体等との協議）

（６）生徒・保護者等の関係者の理解促進

・市の方針、具体的な取組、スケジュールなど検討過程の内容について学校及び保護者を含む学校関係者、並びに関係団体、指導者等への説明や広報活動の実施等。

（７）生徒の安全確保のための体制

・生徒の安全を最優先とし、活動場所・指導体制・移動手段・健康管理等に関する安全対策。（相談窓口の設置、指導の手引の作成等）

・学校と地域クラブ、保護者、関係機関が連携し、安全管理体制の構築と継続的な点検。

・生徒及び指導者の保険への加入

（８）障がいのある生徒の活動機会

・新たなスポーツ・文化芸術活動の機会の提供（生徒のニーズに応じた多種多様な活動等）

・多様な地域の関係者の参画